法学分野の授業

1．法学教育の目標と問題点

(1) 時代の要請と従来の法学教育の問題点

「法科大学院」の設置という法学教育の改革の動きとその背景にある「司法改革」は、日本の法的サービスが、グローバル化した経済社会に十分に対応できないのではないかという懸念から問題が提起された。時代は、急激に変化するグローバル化社会に対応できる優れた法曹を多数養成することを要求している。法律家の能力として必要なのは、問題を分析し、適切な解決方法を見出す法的思考能力であるが、急激に変化する社会に対応するためには、創造的な法的思考能力を持った法律家の養成が要請されている。

従来の法学教育は、法的知識を供与することを主たる目標として行われてきた。講義は、教員から学生への一方通行的な知識の提供であり、学生に法的思考の訓練を行うには適していない。ましてや創造的法的思考能力を育成することには、全く適さないのが実状である。従来の知識供与を目的とする法学教育では、時代の要請に応える優れた能力を持った法曹を育成することが困難である。

それ故に、法科大学院の設立が要請されている。そして時代の要請に応える創造的な法律家の育成が求められている。

(2) 法学教育改革の新しい方向

時代の要請に応える法学教育改革の方向は、①プロブレム・メソッドとケース・メソッドの融合利用、②講義、ソクラティック・メソッドおよびディスカッションの融合利用、③実践教育の積極的導入、④ＩＴの教育利用の四つの方法を法学教育に導入することが考えらえる。

①　プロブレム・メソッドとケース・メソッドの融合利用

プロブレム・メソッドは、具体的問題（プロブレム）を与え、それを素材として学生にどのように法的に解決すべきであるかを調べさせ、考えさせるという形で教育する方法である。学生は、事前に仮説的問題事例を読んでくる。問題に関する法的解決方法を自ら考え、教室で教員およびクラスメイトの前で報告する。ケース・メソッドは、過去の諸判決例（ケース）を素材として、教育する方法である。米国では、学生は事前に実際の判決例を読んでくる。その上で諸判決の理由に書かれたところから、一般的な法原則を抽出することを試みる。日本では、制定法の適用例としての判決例（ケース）が用いられる。しかし、米国のように諸判決例からルールを発見する教育も導入すべきであろう。それは学生の創造性能力を養成するのに特に有効である。

②　講義、ソクラティック・メソッドおよびディスカッションの融合利用

ソクラティック・メソッドは、学生が前もって必要教材（判例集）を読んできていていることが前提で、教員が、学生に質問し、学生がこれに答え、その答えに対応して教員がさらに問うという問答形式の教育方法である。学生は、いつ指名されるか分からないという緊張感のもとで授業を受ける。自分自身が指名されてなくても他の学生の答弁を聞き、自分の考えとしていくことができるので、多数の学生に対して法的思考方法を教育する場合に有効な方法である。日本の法学教育の講義は、短時間に多量の知識を体系的に多数の学生を対象として教授するのには効果的な方法である。したがって、ソクラティック・メソッドを基本としつつ、最初に法分野や問題領域の概観を与えるための講義や最後をまとめるための講義などと組み合わせることが効果的である。

③　法学教育への実践教育の積極的導入

実践的実務教育を通じて、学生の創造性を育成する教育を実現していくことが重要である。法科大学院における実務教育の方法としては、1)法科大学院内に「法律事務所」を置き、弁護士教員の下で学生が実際に依頼者の相談を受け法的アドバイスをするリーガルクリニック、2)ロースクールの外の機関（法律事務所、裁判所などの政府機関、あるいはNGOやNPOなどの社会サービス機関）で実務訓練を受けるエクスターンシップ、3)弁護士としての面接・ヒアリングの技能、事実調査・認定の技能、立証・弁論の技能やアドバイス技能などをシミュレーションを通じて習得するローヤリングなどがあり、できるだけ法的実践と結びつけた法学教育の工夫が必要である。

④　法学教育へのＩＴの積極的利用については、後に詳述する。

(3) 法科大学院設立後の学部の法学教育の方向

大学の法学部は、法学の専門的知識を持ったゼネラリストを教育することを主たる目標としてきた。法科大学院が設置されると、わが国の学部の法学教育は大きく変わることになる。法曹への道がより広く開放されることになり、法曹志願者数が格段に増えることになる。これまでは、多くの法学部において法曹志願は少数派であったが、これからは多数の学生が法曹を志願することになると思われる。大学の法学部は、法科大学院に進学する学生を多く出すことを目指すことになる。したがって、卒業生が法科大学院に進学できるような能力、優れた基礎的法的思考能力を持つ学生を育成することとなる。また、法曹以外の道に進む者に対しても、基礎的法的思考能力を豊かに身につけさせることが法学教育の目標になると思われる。そこでの教育は、実務と関連した教育の部分は除き、プロブレム・メソッドとケース・メソッドを融合し、講義とソクラティック・メソッドとディスカッションを融合した教育方法を実現し、知識の供与から思考能力の育成へと教育の主たる目標を変えていくことが避けられないであろう。

2．法学教育方法の改革とIT活用の意義

法学教育改革の中で、ＩＴの利用はいかに関わっていくことができるのであろうか。

①　知識の提供にＩＴを利用することにより、重を移すことができる。プロブレムとそれを解くために必要なケースなどのデータは、インターネット上のWeb教材の形で提供し、学生が前もって見て予習してくることを前提とした授業が可能となることから、授業の大部分は、法的思考の訓練に当てることができる。その場合、プロブレムを動画情報として構成しておくと、実際に起きた事件に近い形で表現でき、学生は問題をリアルに近い形で擬似体験することができる。

②　インターネット上に法的知識のアーカイブスを用意することによって、豊富な知識やデータを提供することが可能となる。また、学生は、大学を越えて世界の諸知識・情報アーカイブスにアクセスし、問題解決に必要な知識・情報を探し出すことを通じて、知識選択の可能性や多様性が促進される。

③　ＩＴにより法的知識を構造化し、法的推論をシミュレートすることによって、学生の法的思考の訓練に役立てることができる。また、法的論争をコンピュータ上にシミュレートすることによって、学生に法的論争を自覚的に教育することができる。

④　ソクラティック・メソッドやディスカッション・メソッドもＩＴ利用により、より効果的に進めることができる。例えば、ソクラティック・メソッドでは、手を上げて、あるいは指名されて発言する学生を前面のスクリーンに大写しにすることにより、応答が教室の学生に最大限共有される。これは、また遠隔授業においても効果を発揮する。ディスカッション・メソッドにおいて

は、テレビ会議システムが遠隔授業に有効である。

⑤　大学の外にある実践・実務の社会とネットワークによってコミュニケートすることによって、実務界の問題状況や、知識や考え方をリアルに獲得することができる。また、他大学との遠隔授業などを通じて、地球規模で法的思考の教育を行うことが可能となる。

⑥　ローヤリングに際しては、依頼人の相談事例などをビデオ録画しておき、それに対して学生が応対を試み、さらにそれを録画した後に、その適否を検討し、指導することができる。法律相談や模擬裁判のコンピュータシミュレーション・ゲームを用意すると一層効果的であろう。

⑦　「リーガル・リサーチ・アンド・ライティング」という科目が重要な役割を占めるようになる。ＩＴを利用した効果的な法律情報調査と法的文書作成の技術が教育される。

以上のようなＩＴを利用した法学教育方法の改革は、具体的な法学教育の中で実現されていかなければならない。

３．IT 活用の課題

ＩＴ活用を進める上で、解決しなければならい課題は、多岐に亘る。ここでは、一般的な課題を除き、法学教育に固有な課題に焦点をあてて指摘する。

(1) 判例情報など法律情報の迅速な情報公開

法学教育では、判例情報が授業の中心的な資料として使用されるが、最高裁判所を除き判例情報の入手は実際にはできないのが実情である。米国では、裁判所の判決が出されると数時間の内にインターネットで判決情報が公開されるが、日本では、ネットワークでの公開が遅滞している。最高裁判所のインターネットによる判例情報の入手も最近になって実現したわけで、正に裁判関係の情報開示については、「鎖国」の状況である。法学教育のグローバル化が問われている今日、政府は、全ての関係省庁で電子政府の実現を目指し、取り組みを進めているが、判例情報をはじめとする法令、条例・規則などのネットワークによる迅速な公開を急ぐことを働きかけていく必要がある。

(2) 大学間、政府関係機関等による法的知識データベースの構築

法律情報は、判例、法令だけでなく条例・規則、通達・回答、立法資料、新聞記事、企業情報、住民情報など広範でかつ多種になっている。現在、データベース化されているものは、文献、新聞情報を除いて極めて少ない。授業において利用できる法律情報には限界がある。大学で整備しているところもあろうが、ほとんどは教員負担の範囲内での対応であって、体系的・広域的かつ組織的に対応していくには限界がある。そこで、これらの情報アーカイブを構築するには、大学間、関係省庁、裁判所、関係企業、報道関係機関とネットワーク上で法律情報を入手し、使用することができるような仕組みが必要である。私立大学情報教育協会のサイバー・キャンパス・コンソーシアムも含めて検討されることを期待する。

４．IT を活用した授業モデルの設定

法学教育の授業モデルとしては、以下のとおり実際の授業の中でそれを試みた。ここでその概要を紹介したい。ここで紹介する事例は、ＩＴ利用の法学教育の改革としては、まだまだ完成されたものではない。しかし、これらのチャレンジの中に、今後の法学教育の進むべき一つの方向が例示されているのではないかと思う。以下に、授業モデルの設定理由について紹介する。

「法的思考にＩＴを活用した授業」では、難解な法律の構造、理由付の過程、解釈の意義について、法律エキスパートシステムを使用して、オンラインで自ら学ぶことができる授業のモデルである。

「Webサイトを活用した民法授業」は、抽象的な民法の規定の理解と学習意欲の喚起を図るために、要件事実を事件の背景や現場の写真、具体的紛争事例による契約の成立過程・履行過程の情報をWebサイトに掲載して表現した授業モデルである。

「マルチメディア教材を用いた民事訴訟法授業」は、動的な紛争処理のプロセスが学習の対象であり、シミュレーションやロールプレイングを取り入れた授業モデルである。

「サイバースペース化した法情報学授業」は、メーリングリストで意見・情報を交換し、ネットニュースで専門家と意見交換し、Webサイトで自らの見解を発表する授業モデルである。

以下に、授業モデルの詳細を紹介する。

ＩＴ授業モデルの紹介

事例１．法的思考にＩＴを活用した授業

１．授業のねらい

授業のねらいは､コンピュータの基礎知識と技術の習得と法的知識の体系構造を把握するとともに､法的推論システム（法律知識ベースシステム）の構築を通じて、優れた法的思考能力を養成することにある。学生の正しい法的思考能力を育成するためには、その前提として法的思考はいかなる構造を有するか、法的思考において用いられる法的知識はいかなる構造を有するかを教育する。そしてこのために、法律人工知能としての法律知識ベースシステムのプロトタイプを開発し、それを利用している。

２．シラバス

ここでは､「法情報学」または「法とコンピュータ」におけるＩＴ、とりわけこの法律知識ベースを活用した法的思考能力育成のための授業例を紹介したい。

授業環境としては、２５または５０名規模の教室に１人１台の学生用PCと教材ならびに教師用PC画面の表示ディスプレイが用意されている。

1	Ⅰ　**はじめに：** ①自己紹介、②講義概要、③問題、④講義目標、⑤キーボード操作
2	Ⅱ　**コンピュータの基礎知識と技術：** ①キーボード操作、②コンピュータ基本概念、③エディタ、ワープロ
3	④メール、プレゼンテーション
4	⑤表計算
5	⑥WWW、⑦（法律）データベース
6	⑧FTP、⑨Telnet、⑩Unix基礎
7	⑪論理プログラミング基礎１（Prolog）
8	⑫論理プログラミング基礎２
9	Ⅲ　**事例問題とのその解法：** ①国際売買契約の事例問題、②その法源調査、③その解、④その理由
10	⑤第１次メモランダム作成と評価（学生は関連知識の体系を知らずして取り敢えず書く）
11	Ⅳ　**法的知識の体系構造把握と法律知識ベースの構築：** ①法律関係と法文の効力、②法文の基本構造、③法律関係と契約の効力発生

12	④契約成立、⑤申込効力発生（申込到達、申込の撤回）
13	⑥承諾効力発生（承諾到達、承諾の撤回）、⑦申込の効力消滅（申込取消、申込拒絶）
14	⑧法律関係消滅（債務履行、契約解除）
15	⑨債務不履行による法律関係発生（修理請求権、損害賠償請求権）
16	⑩契約解除権、⑪現状回復義務、⑫全法律関係の終了
17	Ⅴ　**法律知識ベースシステム利用による法的知識構造把握：** ①国際売買契約の諸事例問題のシステムによるシミュレート
18	②国際売買契約の諸事例問題のシステムによるシミュレート（続き）
19	③第２次メモランダムの作成と評価（学生は法律知識ベースの構築並びにシステム利用を通じて関連知識体系を把握した後に書く）
20	④第３次メモランダムの作成と評価
21	Ⅵ　**法的知識の創造：** ①法創造とは、②事実と法規の間隔、③ハードケース、④法の不存在
22	⑤仮説法ルールの生成と評価
23	⑥法と経済学、⑦正義と公平
24	Ⅶ　**むすび：** ①まとめ、②評価、③今後の課題、④展望、⑤挑戦への呼びかけ

３．授業内容

上記シラバスにしたがって、どのように授業を進めるか紹介する。

①　まず、「Ⅰ　はじめに（第１週）」で、講義・演習の概要と目標を述べる。次に「Ⅱ　コンピュータの基礎知識と技術（第２－８週）」で、コンピュータの基本知識と技術を学生に教授する。さらに「Ⅲ　事例問題とその解法（第９－１０週）」で、国際売買契約の総合事例問題を学生に提示する。学生はその関連法源を調査し（法律情報の調査の仕方を教授）、自分で解とその理由を考え、メモランダムの形に整理する。学生は、関連する法的知識の体系を十分把握しないままにその理由構成を文書化する。教員は、学生の理由構成の不十分なところ、特に彼らの法的表現の欠陥について指摘し、考えさせる。次図に事例問題を提示する。

事例問題８ｆ

（１）４月１日、ニューヨークの農業機械メーカー安西が、日本商社バーナードのハンブルク支店に対して、申し込みの手紙を発信した。手紙の内容は、安西がバーナードに農業耕作機械一式（トラクターとレーキからなる）を売る、トラクターの代金は５万ドル、安西はその機械をバーナードに５月１０日までに引き渡す、バーナードは代金を安西に５月２０日までに支払う、機械はアメリカの貨物船で運ぶ、というものであった。
（２）４月８日、その手紙はバーナードの郵便受けに届いた。
（３）４月９日、バーナードは安西に電話をした。「申し込みは承諾。但し、日本のコンテナ船で運ばれたし。」
（４）５月１日、安西は農業耕作機械をニューヨーク港において日本のコンテナ船に引き渡した。
（５）５月20日、バーナードは安西に対して農業耕作機械の代金５万ドルを支払った。
（６）５月31日、農業耕作機械はバーナードのハンブルク支店に届けられた。
（７）６月５日、バーナードは農業耕作機械を検査した。
（８）８月10日、機械は動作異常、原因は接続ギアの不良であると判明。この動作異常のためバーナードに損害が発生した。
（９）同日、バーナードは、安西に直ちに事実を告げた。
（10）９月１日、バーナードは安西に物品の契約不適合を一ヶ月以内に修理によって治癒することを要求した。
（11）10月１日までに、安西は不適合の修理を行わなかった。
（12）10月10日、バーナードは安西に対して契約を解除すると宣言した。
（13）12月10日、バーナードは安西に農業耕作機械を返還した。
（14）12月20日、安西はバーナードに農業耕作機械の代金5万ドルを返金し、同時にバーナードに対して損害の賠償を行った。

この事例問題では、時間の推移とともに出来事が展開している。学生には、出来事の展開に応じて、段階的に一定の時点で切断して、そのときの法律関係を問う。例えば、①４月５日、②４

月１５日、③5月１５日、④6月１５日、⑤8月１５日、⑥１０月5日、⑦１０月１５日、⑧１２月１５日、⑨１２月２５日の法律関係は何か。

②　これらの準備的考察の後に、「Ⅳ　法的知識の体系構造把握と法律知識ベースの構築:（第11-16週）」に進む。ここで、学生は、学生自身が法的知識ベースを構築していきながら、関連法的知識の正確な体系構造を把握する。国際売買契約法の関連知識を登載した法律知識ベースシステムは、既に開発されているが、学生に直ちにそれを利用させることはしないで、まず学生自身に、論理プログラミングの手法で問題を解決する法的知識を分析し、その体系を構成することを試みさせる。

③　学生自身の法律知識ベースの構築が一応成功した後に、「Ⅴ　法律知識ベースシステム利用による法的知識構造把握：（第17-20週）」において、インターネットからアクセスできる法律知識ベースシステム（法律エキスパートシステムＬＥＳ－５）を利用して、学生は諸問題について法的推論のシミュレートを行い、推論結果、推論過程および知識ベースに登載されている法的知識の構造を確認し、自らの結果と比較する。学生の知識整理に欠陥があることが判明した場合は、それを修正し、教員が知識整理したものに比べてよい点があれば、それを知識ベースに追加することができる。このようにして、関連法的知識を正確に把握した後に、事例問題の解法のためのメモランダムを再度書く（第２次メモランダム）。前回と今回のメモランダムを比較して、教員も学生も進歩の跡を確認する。そしてさらに改良する。

ここで、ある日（第17週目）、法律知識ベースシステムＬＥＳ－５を用いて問題を解き、法的知識の構造と法的推論を学ぶ過程の一部を、システムの実行画面の例から紹介する。

図１　システムのメニュー

図２　法律関係の帯図

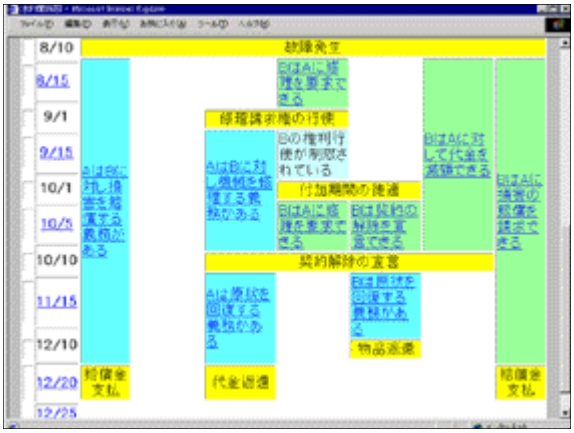

図３　法律関係の帯図（続き）

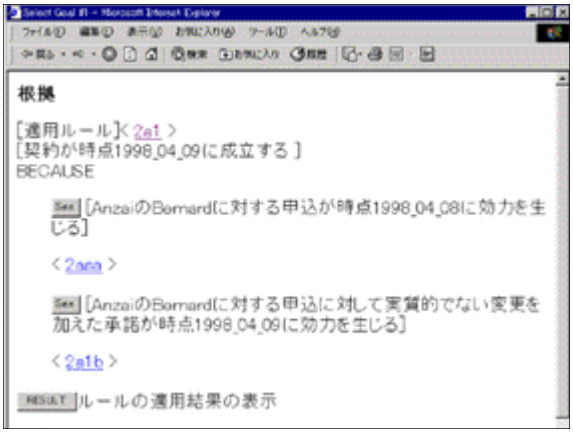

図４　契約成立の根拠

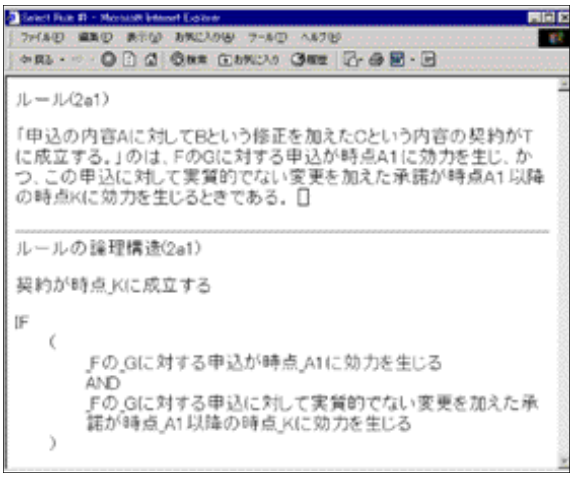

図５　契約成立を解く法ルール

図６　申込効力発生の根拠

図１は、ＬＥＳ－５のメニュー画面であり、ここで法的知識と相談事例を選ぶ。設例8fを相談事例として選択するとする。「Do Inference」ボタンを押して推論を実行させる。

図２および**図３**は、推論結果を法律関係の帯図として表示している。すなわち、権利または義務を記述する法文の効力が帯の形で示されている。帯の中には、当該法文の内容が要約して表示されている。帯の上端が効力の始点で下端が終点である。例えば、図２の法文「BはAに代金を支払う義務がある」は、4月9日に効力を生じ、5月20日に効力を消滅している。下線の引かれた当該法文の内容の文字列をクリックすることによって、なぜその法文が効力を4月9日に生じ、5月20日に消滅しているかの理由を追うことができる。例えば、なぜ5月15日の時点で「BはAに代金を支払う義務がある」と言えるかを知るために（設例8fの問とその解と理由に対応)、この法文をクリックし、その法文が証明された推論過程を遡ってその根拠を確認する。

図４は、「契約が4月9日に成立した」ことが証明されたこととその根拠を示している。すなわち、「契約が4月9日に成立した」という法律効果が発生したのは、「AnzaiのBernardに対する申込が時点4月8日に効力が生じ」、かつ「この申込に対する実質的でない変更を加えた承諾が4月9日に効力を生じた」からであることを示している。図４の適用ルール名「<2a1>」をクリックすると適用された法ルールが表示される（**図５**)。このルールは、条文にはない、条文が前提にする契約法原則とも言われるべきものである。それは、法的知識の体系化の中で発見されたものである。図４の第１要件の証明根拠、すなわち、なぜに「AnzaiのBernardに対する申込が時点4月8日に効力が生じる」かを知るためには、この文の前にある[See]をクリックする。そうすると、図６が現れる。

図６は「申込が4月8日に効力が生じた」のは、「それが被申込者Bernardに４月８日に到達した」（factのc7a_2、設例の事実(2)）からであることを示している。この図で適用ルール名2aaaをクリックすると「申込は被申込者に到達したとき効力を生じる」とする国連売買条約15条1項の規定が表示される（引用は省略、紙数の関係からこの証明過程をこれ以上深く見ていくことは止める)。

このようにして学生は、契約上の権利義務関係の存否を解く推論をＬＥＳ－５を利用しながら、実行し、その推論過程をトレースし、その根拠となる法的知識の構造を正確に理解していくことができる。このシミュレーションに基づいて当該問題解決のメモランダムを書くとき、学生は体系的に、正確にそれを書くことができる。

以上は、演繹的正当化を成り立たせる法的知識とそれを用いた推論過程の学習であるが、法的推論は法創造の推論からも成り立っているので、

④　「VI　法的知識の創造」において、学生に法創造の推論とその知識構造を当該事例問題における創造を必要とする局面、事例８ｆにおいては、申し入れの明確性についての「事実と制定法と概念との間隔」、実質的でない変更を加えた承諾の判断に関する「ハードケース」、および付加期間を定めた修理請求に対して売主が修理をしなかった場合の契約解除に関する「法の不存在」の場合について教授する。法創造は、仮説法ルールの生成と評価という形で行われており、評価に際しては、法と経済学や正義と公平の視点が係わるので、それらについても教授する。しかし、

ここでは法律知識ベースシステムは、法創造の必要性と作成者により創造された知識とを明示する形で学生の創造的思考を促すことはできるが、システム自体が、法創造の推論をシミュレートすることは、現在の段階ではできない。そのよう法創造推論システムは将来の課題である。

⑤　最後に、「Ⅶ　むすび」において、一年を通じての教育・学習結果をまとめ、評価し、今後の課題と展望を示し、ＩＴを利用した法的思考能力の一層の開発への挑戦を呼びかけて講義を終わる。

5．ITを活用した授業の効果

法学生は、体系的法的思考に弱いと言われる。体系的法的思考力を育成するためには、ここで紹介した法律知識ベースシステムを活用して法的推論をシミュレートする方法、あるいはその前提としての学生による法的知識の分析・体系化と法律知識ベース構築の試みが、非常に効果的であると言える。これらの教育方法を通じて、学生は条文の表現から条文では表現されてない法的知識を読みとる能力を身につけていく。条文と条文の論理的関係、条文と条文の間を結びつける暗黙知しての法原則、条文の表現が前提にしている法律用語についての常識などを学生は発見していく。この作業を通じて、学生は条文を厳密に理解できるようになる。

学生が「こんなに厳密に諸条文を理解したことはなかった」と驚きの声をあげるのを何度も聞いた。法的知識を構造化して示し、法的推論をシミュレートすることによって、学生の体系的法的思考の訓練に役立てることができるのである。

この教育方法の問題点の一つは、時間と手間がかかるということである。特に、学生が法的知識を分析し、コンピュータに論理プログラムとして入力する際には、時間と手間がかかる。例えば、シンタックスエラーでプログラムが走らないということがしばしば起きる。それを直すことは、学生にとっても、指導する教員にとっても時間と手間がかかって大変である。しかし、法学部の学生が、コンピュータプログラムに真剣に取り組むことも、学際的思考が要請されるこれからの法律家にとっては、決して無駄なことではなく、かえって大変有益なことであると考える。もちろん、できるだけ効率よく法的知識をコンピュータ上に表現できる工夫はしていかなければならない。

6．IT導入に伴う今後の展望

これからの日本の法学教育は、法創造の視点を強く意識していくべきである。日本の法律家は、米国の法律家に比較して、法創造的能力の点で弱いと言われる。その一因は、法学教育の違いにある。米国は、判例法主義であり、ケースメソッドでは諸判決例から法ルールを発見する方法を教育する。それは学生に法創造能力を教育するに適している。これに対して、日本は、制定法国であり、法ルールはまず与えられており、ルールの適用が主として行われてきた。法律家の意識としても、法学を教育する者の意識としても、法創造の自覚がないのがこれまでの状況である。しかし、法の解釈は、創造的作業であり、法の解釈を通じて実際は法が作られていくべきなのである。法創造的思考力を養成する教育方法を開発することが、これからの法学教育にとって重要な課題となっている。法学教育へのＩＴ導入も、学生の法創造力の育成の観点から一段と進化を遂げることが期待される。

事例２．Webサイトを活用した民法授業

１．授業のねらい

論理学や抽象的思考の訓練がなされていない現在の学生にとっては、法律的なものの考え方を学ぶ機会が少なかったことや、実際の社会生活の中で多くの経験をしていないために、法律の理解が難しい。したがって、民法総則の授業で法が適用される要件を具体的事件に沿って理解させることは難しい。学生に理解させるためには、判例や具体的紛争に関する教材を用いて講義をすることが要求される。

Webサイト上には、法律や判例、条例や規則、行政官庁の通達、立法資料、新聞記事など、広範で種々のものが掲載されているが、これらのものを必要な範囲で講義の補助教材として、講義の関連Webサイトに用意しておく。さらに、判例データベースや各種の法律関連情報を利用して、特定のテーマについて多くの情報を収集・整理し、民法の解釈の基礎となる社会状況や判例の意義、判例の傾向を理解させ、レポートやブリーフ（学生が予習した判例要約書）を作成することによって、自ら法的思考能力を養成する。

２．授業の特徴

１年生に開講されている民法総則は、大学に入学して初めて学ぶ専門科目であることと、民法総則の講義内容が抽象的な原則や制度を規定するものが多いことなどから、学生に理解させ一定の教育的成果をあげるには、学生にとっても講義する教員にとっても、互いに苦労する。Webサイトを利用した講義は、学生にとって教科書と一定の資料（書誌情報）による教室での講義に比べて、より「理解できる講義」、「興味ある講義」に貢献できるといえよう。例えば、判例の理解において民法が適用されるための要件事実について、Webサイトに事件の背景や現場の写真を掲載して、具体的な紛争のイメージに基づいて判決の意義を理解させる。あるいは、取引社会における契約の成立過程と履行過程のプロセスを具体的紛争事例によりイメージさせつつ契約法を理解させるなど、教科書の記述をビジュアルに理解させることは、抽象的な民法規定の理解と勉学への興味をもたせる方法の一つと考えられる。

３．シラバス

民法総則の講義は、教科書にしたがって講義をするが、国家試験や各種資格試験に関連する科目でもあり、一定のノルマで教科書を終えるように努力することを要請される。民法総則の１年間の講義を通じて用意された教科書を週１コマ９０分で講義することは難しい。したがって、シラバスに掲載した年間講義計画はいわば教員側の理想であり、実際の講義の中で年間を通じてシラバスの内容の多くを学生が理解するには、学生の相当な予習、復習が前提となる。しかし、教科書の内容にこれらの判例や具体的問題に関する紛争の実態、紛争の背景という民法の適用要件や規定の意義を理解するために、必要な情報を盛り込むことは難しいし、また講義で取上げるには授業時間との関係でも難しい。

そこで、Webサイトを利用して、あらかじめWebサイト上に民法総則のシラバスを掲載し、授業情報としてその日のテーマ、取上げる判例などの各授業計画を提供する。また、予習、復習の資料として講義で取上げる判例の事実関係と判決文、民法の規定が適用される要件を理解させるための事件現場の写真や事件の背景などを予め掲載して、講義中や事前、事後の学習の資料として提供する。

［前期分のシラバス］

1回	民法の意義、法源	7回	制限能力者（成年後見制度）
2回	民法の適用と解釈	8回	法人制度
3回	私権の意義と社会性 （基本原理と修正の原理）	9回	法律行為の意義、目的の有効要件
		10回	意思表示の意義と構造
4回	権利濫用禁止の原則 （判例による成立要件）	11回	意思の欠陥
		12回	瑕疵ある意思表示
5回	権利能力と行為能力	13回	試験
6回	制限能力者（未成年後見制度）		

通常の民法総則の講義では、上記のシラバスにしたがって教科書や判例の資料を使用して板書を中心に行うが、教科書と板書による説明では、説明が抽象的になり学生にとって理解できない部分が生じる。特に、社会経験の少ない学生にとって、述語の定義、解釈論などのどの問題が実際の生活の中でどのような意味を持ち、その解釈を採用すれば自分の生活がどう変わるのかといったように具体的に民法を理解することが難しい。そのような場合に、判例データベースを利用して現実に発生した判例の事実関係を調べることによって、現実の社会で起こりうる各種の紛争の実態とその紛争に適用される規定の要件とを理解し、具体的紛争をイメージしながら具体的問題との関連で理解させることが有効であるといえよう。

4．ITを導入した1コマ授業の運営

ここでは、シラバスの第4週「権利濫用禁止の原則」の講義を例に、授業のイメージを紹介する。

民法第1条に規定する権利濫用禁止の原則とは、ある権利者の権利行使が、外形上（法の形式上）は正当な権利行使のようにみられるが、権利行使の具体的状況とその結果とに照らして、権利行使が妥当でないと判断される場合を言う。権利濫用の成立要件は、具体的な事例によって異なり、①権利行使が相手方に対する加害の意思がある場合の主観的要件と、②行使される権利の社会的意義・目的、権利行使が権利濫用とされた場合の不利益と権利行使が正当とされた場合の相手方の受ける不利益の比較考量の要件が判断基準になるので、これらの抽象的な要件を理解させるために、Webサイト上に具体的事件の事実関係と、それに関連した事件の背景や事件現場の写真を掲載して、民法の適用の具体例をビジュアルに見せることで理解を深める。

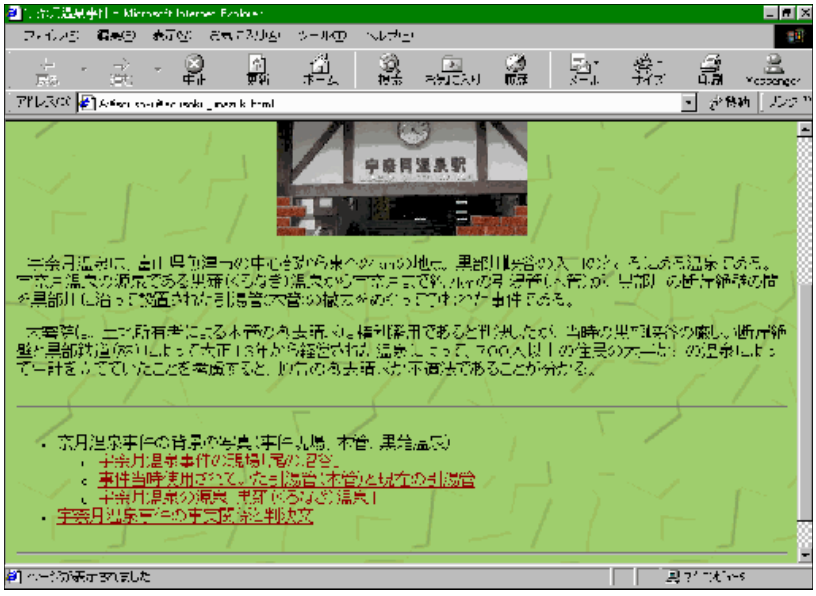

図1　宇奈月温泉事件（資料）の目次

そこで、権利濫用事件のリーディングケースである「宇奈月温泉事件」の例を取り上げ、Webサイトに事件の背景、権利者の権利行使が権利濫用とされた具体的事件現場の地理的状況を写真で見せることによって、権利者（原告）権利行使の不適法を具体的事件として権利濫用の要件を理解させることを目的とする。

下記に、「宇奈月温泉事件」に関する資料の例を示したが、モデルは、http://www.daito.ac.jp/~mnoguchi/sousoku/sousoku_unazuki.htmlを参照されたい。

「宇奈月温泉事件」(大審院昭和１０年１０月５日判決）は、富山県の黒部峡谷にある温泉の引湯管の撤去をめぐる訴訟である。宇奈月温泉の源泉である黒薙温泉から宇奈月温泉まで約７ｋｍにわたって、黒部峡谷の断崖絶壁の間を流れる黒部川沿いに設置された木管が、「尾の沼谷」付近の１１２坪の土地について土地所有者の了解を得てなかった（ただし木管による侵害部分はわずか２坪弱であった)。この事情を事情を奇貨とした原告が、本件土地を所有者から買収した上で旅館経営者に対して所有権に基づく妨害排除請求として木管の撤去を請求し、それが不可能な場合には高額で土地の買収を請求した事件である。

「大審院判決」は、本件の土地は急斜面の荒地であり、原告の請求は自己になんらの利益をももたらさないものであるのに対して、木管の撤去は工事に多大の日数と費用を要してその間は旅館の休業を余儀なくされるなど宇奈月温泉と住民に致命的な損害を与えるとして、原告の所有権に基づく妨害排除請求権の行使（木管の撤去請求）は、社会的に許される所有権の目的に違背して権利の濫用であるとした。

図２　宇奈月温泉事件の現場の峡谷

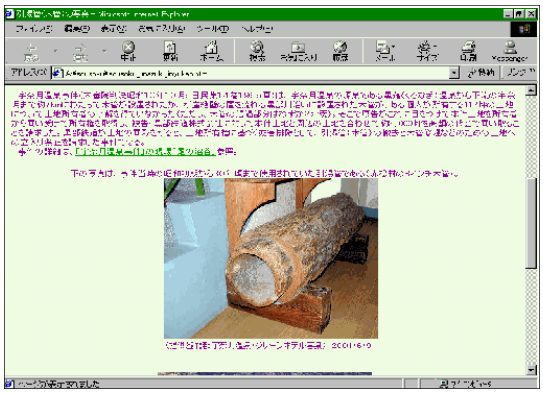

図３　事件当事使用されていた引湯管

５．IT 活用授業の内容

学生にとって、権利濫用のリーディングケースを学んでも、ある権利行使がなぜ濫用になるのかは、権利行使の具体的事実関係を詳細に読まなければ、権利濫用理論を理解することが難しい。したがって、どのような行為が権利濫用に該当するか、権利行使の具体的事実から、権利濫用の成立要件と要件事実を理解させるために、紛争事実および事件の背景を説明するようにする。

そこで、講義では、わずか２坪弱の所有権侵害による木管の撤去請求権の行使がなぜ権利濫用に該当するのかについて、Webサイトに掲載した黒部渓谷の現場の地形（急斜面、荒地：図２）の写真を見せて、わずか２坪弱の侵害であっても木管（図３：引湯管）を撤去できない地理的状況にあることを知りつつこれを奇貨として、原告が不当な利益を上げようとした事情を知ることによって、本件事件における権利濫用の成立要件を具体的に理解させ、権利濫用理論の理解を深める。

そして、法解釈は、結局、人間と社会との関係を前提とした価値判断の問題だということを理解させることによって、「理解できる」「興味ある」講義を展開する。

このように電子化された法律情報がWebサイトを利用して学生に提供されることによって、学習の理解と法律情報の検索・分析・利用を通じて法的思考能力を習得する。

６．IT 導入に伴う課題

授業で取り上げるべき判例や法律、社会問題について、あらかじめWebサイトを用して関連する法律情報（判例、法令、通達）とその周辺情報（立法動向、事件の背景、新聞記事など)、個々に授業で取り上げる判例の事実・判決要旨と判例解説、さらには具体的事件の社会的背景など、講義では時間的制約から十分な時間を使って説明することが難しい法律情報を事前に提供して、学生が事前･事

後に教室外において、自由な時間に学習を行うことができる環境の整備が必要である。教室での講義を補完する一種の遠隔授業とも言えるものであるが、教室での一過性の講義と違い、学生はこれらの教材を反復使用し、あるいはプリントアウトして授業に参加することで教育効果が期待できる。そのために今後は、講義に必要な様々な法律情報をアーカイブ化してどのように利用するか、また、Webサイトに掲載する資料や写真の収集と整理、二次資料や写真の権利処理など時間と費用、手続など克服すべき問題は多い。

事例３．マルチメディア教材を用いた民事訴訟法授業

１．授業のねらい

民事訴訟法の分野は、紛争当事者と裁判所（官）とを主体として、一定の問題を解決するために、それぞれに期待される役割を果たしつつ、進行していくプロセスを対象としている。紛争発生の前から始まって、紛争発生時点での交渉過程、訴え提起に至る準備過程、訴訟の提起、審理、判決、そして上訴審、さらに債務名義を取得して強制執行を行うまで、擬似体験を通じて紛争処理のプロセスを理解することを目的にしている。

２．授業の進め方

この授業は、４単位の判決手続を二分して、前半を手続の進行に沿って基本概念や現象面の説明を行い、後半を理論的な論点の説明にあてている。マルチメディア教材を用いてロールプレイングを取り入れた授業方法は、前半部分の手続進行に沿った授業部分に行われる。

具体的には、

① 実際の事件から題材をとったモデルケースを学生に提示する。モデルケースは、基本的な物語とそれぞれの手続法的な論点の解説、モデル書式によって構成されており、紙媒体のテキストにはそのエッセンスを、CD-ROMには、紙媒体の内容に加えて必要な参考判例・文献、条文および音声映像等のファイルが含まれている。

② 学生は、あらかじめ紙媒体およびCD-ROMの教材を用いて予習し、講義には紙媒体のテキストを携帯する。そこに提示されている選択式問題を教員が学生に答えさせる方法で、講義を進めることも可能である。あるいは、練習問題やレポート課題を講義中に時間をとって答えさせ、提出させる方法も可能である。

③ モデルケースを用いた講義に加えて、サブケースとして別の事実関係を用意し、これを題材としたシミュレーションを学生に行わせる。

３．シラバス（前半部分）

１講	講紛争処理手続総論	８講	講争点整理手続、当事者照会
２講	講紛争処理手続総論２	９講	講証拠調べ--書証、文書提出命令
３講	講紛争発生と交渉過程、ＡＤＲ	10講	講証拠調べ--人証（証人尋問ビデオ）
４講	講弁護士とその役割・弁護士費用	11講	講判決書作成シュミレーション
５講	講訴え提起の準備（事実・証拠の調査、保全）	12講	講上訴と確定
６講	講訴状作成シミュレーション	13講	講評価・試験
７講	講訴状受付後の処理、送達、答弁作成ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ		

進行は、前記のシラバスに沿って、まず紛争処理手続の総論を取り上げた後、紛争が発生してから訴え提起、審理、判決と進める。

紛争発生時点から判決まで、学生は弁護士の立場で必要な事実や争点の把握を練習し、民事訴訟の基本的概念を実践的に学び、理解することを授業の目的としている。訴状等の起案やロールプレイングは、その体験的な過程を通じて基本概念を実践的に理解し、さらにその背後の価値をかいま見るためのものである。このほか、時間的余裕があれば、学生を二手に分けて、原告側と被告側とにサブケースのそれぞれの事実関係と手持ち資料・証拠を与えることで、模擬裁判方式で進めることも考えられよう。

以上の授業は原則として教室で行うが、Webサイトおよびよび電子メール媒体では、CD-ROMデータのアップデートを随時行うとともに、学生からの質問やフリートークが可能な掲示板を設置し、各講義ごとのレポートや課題は、原則として電子媒体を通じて提出させる。提出されたレポート等に対しては、教員の側でも個別的なコメントを送り返す。こうした方法により、授業では困難な個別指導の実を多少なりともあげることが可能となる。

4．ある日の授業風景

前記シラバスの第６講にある「訴状作成シミュレーション」を題材として、授業風景を紹介する。

① まず、講義の冒頭では、ビデオによりモデルケースの紛争当事者の陳述を視聴し、モデルケースの事案に関する両当事者の主張内容を示した。

② これを題材に、次はPowerPointを用いて訴状作成と各要素の解説を行う。訴状の全体をアニメーションで逐次提示し、訴状に書かなければならない要素の全体像を示す。次いで、主要な要素、すなわち当事者と代理人、請求の趣旨、請求の原因、訴額と貼用印紙、そして管轄裁判所について、それぞれ立ち入った説明を加えた。

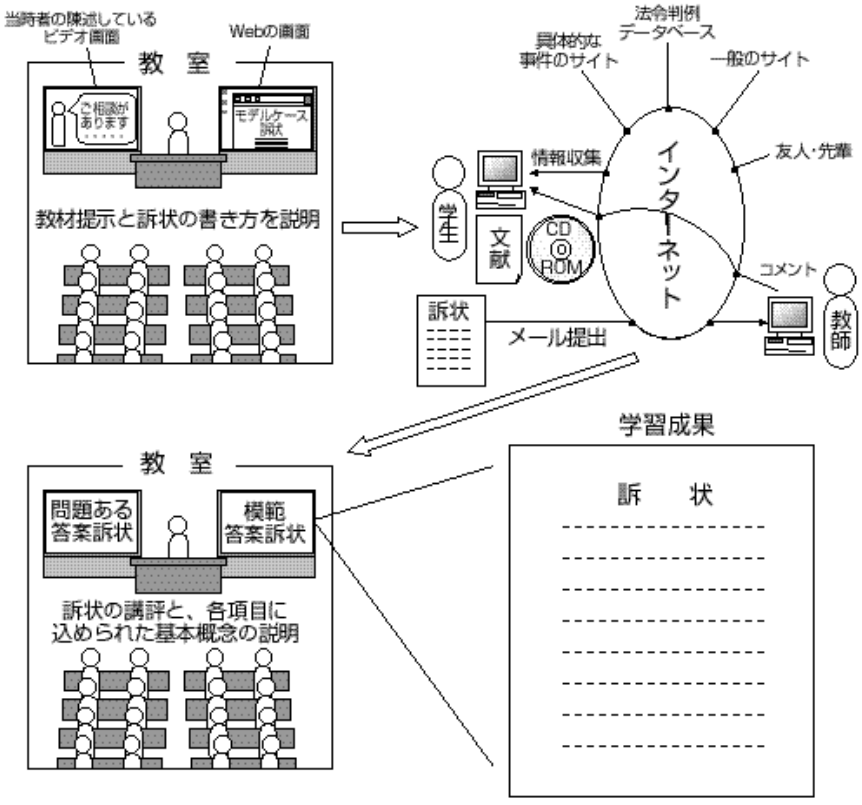

③　当事者については、当事者の概念や当事者能力、訴訟能力と法定代理制度、そして訴訟代理人制度などについて説明する必要があるが、限られた時間では基本的な説明にとどまる。

　その上で、サブケースの紛争当事者の陳述（前掲）をビデオで視聴し、これを題材とした訴状作成の留意点を口頭で説明した後、課題として実際に作成させる。

④　講義時間中に作成することはむろんできないので、宿題とし、講義の翌日までに電子メールで提出させる。なお、モデルケースとサブケースのビデオは、CD-ROM教材に含まれ、またPowerPointで提示するモデルケース訴状はCD-ROMと紙媒体テキストの両方に含まれているので、学生はこれを大学や自宅のパソコンで参照しつつ、「起案」に挑むことになる。

⑤　提出された訴状については、全体に共通する注意点と、個別に問題点を指摘した講評をやはり電子メールで学生一人一人に返信し、必要があれば書き直しを命じた。その上で、いくつかの模範訴状案と問題訴状案とを翌週の授業でプロジェクターに投影し、作成時に誤りやすいポイントを用いながら、重要な基本概念を今一度解説する。

5．今後の課題

学生にとってネットワークを通じた課題提出やCD-ROMの利用自体は、それほど困難なものではなく、むしろWebサイトによる教材提示で常時、授業の詳しい内容を確認することが可能である。また、欠席しても自分でフォローすることができるという利点を十分に活用していた。ただし、コンピュータに苦手意識を持っている学生は根強く存在するし､特に法学部ではその割合が高いように思われる。そうした学生のケアとコンピュータ利用指導は、なお必要である。Webサイトやメールをツールとして使い始めれば、すぐに不自由なく使いこなせるようになるのだから、はじめの拒否反応を乗り越えられるように、誘導する必要がある。なお、学生の感想には次のようにメール送信に伴う困難を訴える者が何人かおり、フォローの必要性が窺われるところである。

> 今回の課題がこれまでで一番つらかったです。特に請求の原因の重要な間接事実のところが、いったいどうやって書いたらよいものかで、かなり時間を取られました。訴状を書くのはもちろん初めてなので、色々抜けがあると思います。一応ＨＰの「書き方」は参照したんですが・・。ところで、私は自分のパソコンがないので紙では提出できないのですが、今回の「訴状」ではどうしても右端まで書かなきゃならないところ（最初の名前の部分）は、メールだと送信したら壊れてそっちへ送られてしまうのではないかと思い、大変不安です。ちゃんと「訴状」として認識してくれるのでしょうか。

また、毎回のようにレポートや課題を提出し、それに個別的なコメントが教員の側から電子メールで返ってくるシステムについては、レポート提出の負担が重すぎるとの評価が学生からかなり寄せられたが、最後までついてきた学生にはむしろ好評であった。レポートとコメントについては教員の側にも多大な労力を必要とする。講義では50人前後の学生がレポートをコンスタントに提出してきたので、約50通の返事を書く羽目になった。もっとも、個別メールによるコメントといっても主要な解説点は全員に共通で、個々のレポートの問題点もいくつかのパターンに類型化することが可能であるため、困難というほどではない。加えて、教材の作成配布などの面で電子媒体を用いるならばかなり手間が省けるので、学生の学習効果を向上させるメリットを考えれば、適度なコストというべきであろう。ただし、教材作成やコメントはティーチング・アシスタントを活用するのに適した領域であるので、そうした体制作りが望まれる。

最も問題があるのは、ロールプレイから基本概念や理念の体験的修得という目的を達成させるための指導法であろう。また、一回の説明では飲み込めず、作成の過程で何度か質問したり指導したりす

る機会が必要となる。前掲の学生の感想でも、作成途中に質問の機会が必要であったことが窺える。50人から100人程度の規模では、教室で一人一人指導することもできない。メールによるやり取りをもっと頻繁にするか、あるいは投入する時間を増やして、何回か提出させる必要があろう。

事例４．サイバースペース化した法情報学授業

１．授業のねらい

この授業は、「法情報学」「法律表現演習」で学んだ知識・技術が前提となる。相互に関連させたこれらの講義を通じて、従来からのCD-ROMを含む書誌情報に加えて、

＊インターネット上、様々なWebサイトから情報を収集し、

＊メーリングリスト等で参加者間でそれらの情報・意見を交換し、

＊ネットニュース等で専門家と意見交換し、

＊Webサイトで自らの見解を発表できる、学生を育てることを目的としている。

２．関連科目の位置づけ

大学１年次に情報処理を履修しているか、これと同等のコンピュータリテラシーを持つことを前提とする。大学２年次に、講義科目として「法情報学」「情報法学」、実習科目として「法律表現演習」を置き、ゼミとして、３年次に「法律事例演習」、４年次に「法律総合問題演習」を履修できるようにしている。

法情報学を「法情報の収集・分析・発信」、情報法学を「情報化社会が社会・法制度へ与える影響の考察」と位置づけ、大教室でネットワークに接続されたコンピュータをプロジェクターで投影し、ゼミのサイト、外部コンテンツサイトを呈示しながら講義を展開している。同時に「法律表現演習」で、実際にネットワークコンピュータを利用して、法律家に必要と思われるコンピュータの基本的な事項（TXTファイル・CSVファイルの理解、データベースソフト等）とネットワーク構造を理解してもらい、情報の収集・分析・発信のための技術の習熟を求めている。

３．授業の運用と内容

(1) 情報集積・教材提示の場としてのゼミページ

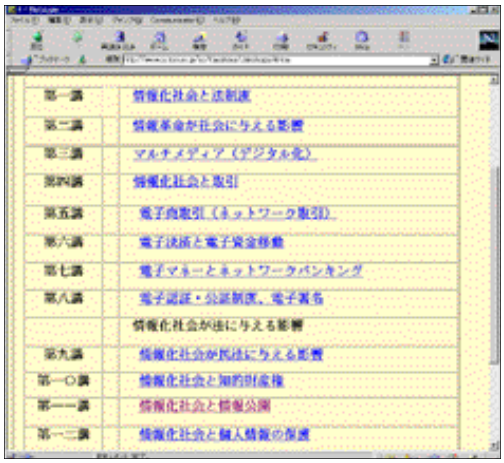

図１　シラバスを兼ねたゼミページ

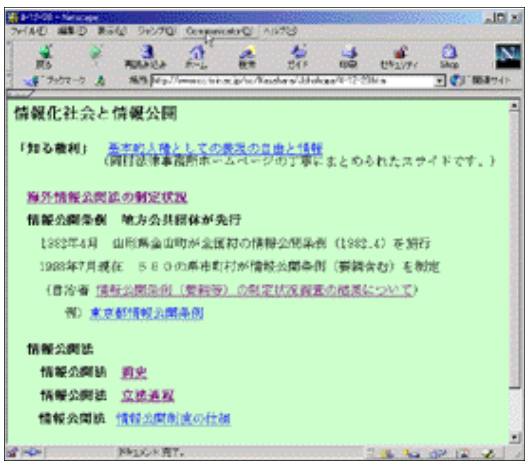

図２　第11講トップページ

ゼミのWebサイトを利用し、プロジェクターで投影することで、黒板への板書が不要になる。また、従来、配付していた資料も講義中リアルタイムで提示することができ、履修者自身がWebサイトからダウンロードすることができる。ただし、ノートを取る緊張感がなくなり、プロジェクターの利用で教室を暗くするため眠くなるので、意図的に部屋を明るくしたり、一部を板書にしたりする等の工夫が必要になる。

例として、「情報法学」第１１講の「情報化社会と情報公開」を取り上げる。ハイパーテキストの特性から個々の内容は、ページの中にリンクの形で埋め込むことができるので、最初のページで、表題の下で講じることの全体像を把握してもらうことができる（図２）。

(2) インターネット上の情報収集「教材としての外部コンテンツサーバー」

まず、「情報公開法」制定のきっかけ、その立法事実を明らかにするためのデータを、外部コンテンツサーバー上の情報をもとに明らかにする。郵貯等の資金量（総務省・財務省のページ）と都市銀行の比較（大手都市銀のページ）、財政投融資の仕組み（財務省のページ：図３）、「日本の借金時計」（リアルタイムで日本の借金を表示）、国債発行額（日銀、財務省のページ）、道路公団等の特殊法人のページ等、必要な情報は、情報公開がなされている限度で、リアルタイムで取得することができる。Webサイト自体を最大の百科事典として、講義・演習中にリアルタイムで活用し、学生にその活用の仕方を例示することができる。

特殊法人と天下り・贈収賄問題などの対応として、情報公開法制定への動きを説明する（図４）。

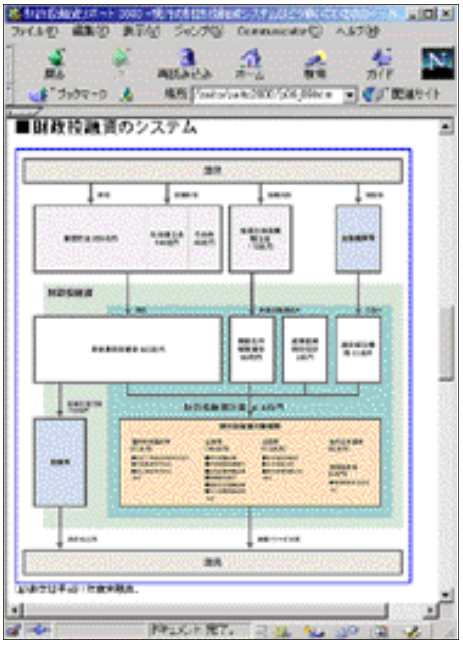

図３　財務省ページ

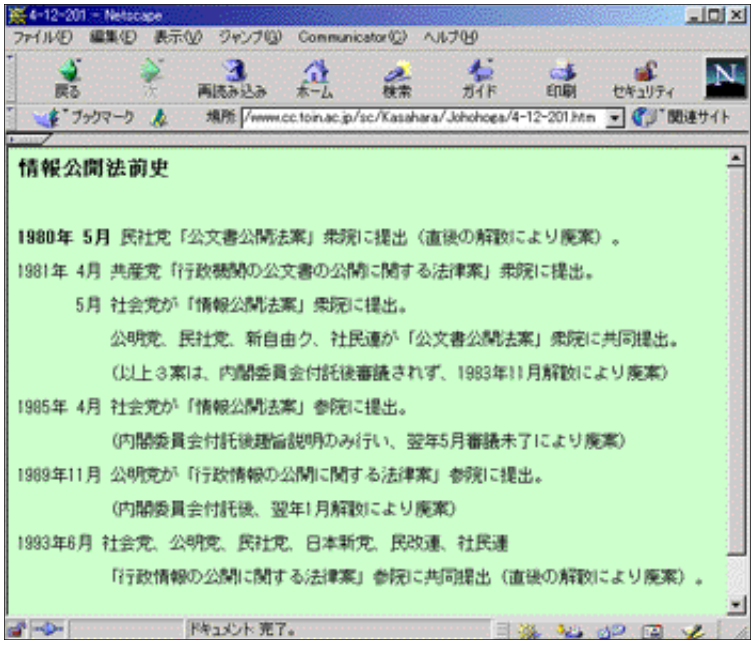

図４　ゼミページ

適宜、外部サイトの優れた分析を紹介し（図５）、時間的制約から講義で話すことができない部分をWebページで補うことができるようにし、海外の法律やレポートの原典等とリンクすることにより、より深く調べたい学生の自習の手助けになるようにしている。

＊情報法学に先立つ法情報学で、書誌を含んだ法情報の検索方法を教えている。日本のWebサイトとして、例えば、立法に関しては次の通りである。

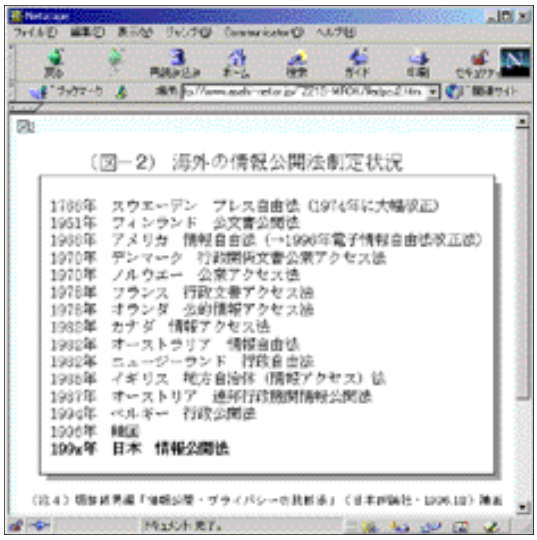

図５　外部サイト例

・省庁審議会議事録（電子政府の総合窓口）
　http://www.e-gov.go.jp/
・閣法法律案・条約提案理由
　http://www.clb.go.jp/contents/4.htm
・国会会議録検索システム
　http://kokkai.ndl.go.jp/
・条文の検索サイト
　http://www.houko.com/
　http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

（3）インターネット上の情報・意見交換の場としてのメーリングリスト

様々な講義・演習の中心的な役割を果たすものとして、バーチャル空間での情報・意見交換の場を設けている（図６、図７）。目的は、講義で受動的に「教わる」のではなく、能動的に「学ぶ」ことを求めることにある。ゼミ員・ゼミOB、友人、講義履修者中の希望者で構成している。５年ほど前から任意参加で、初心者の質問の場、ネットワーク問題の意見交換の場としてメーリングリストの形で置いていた。一時期、Webサイトの掲示板にしたこともあるが、CGIとネットワーク、セキュリティ、ネットワークの負担の問題等から、テキストベースのメーリングリストに戻した経緯がある。ブロードバンドの次世代ネットワークができるまでこの形で進めようと考えている。

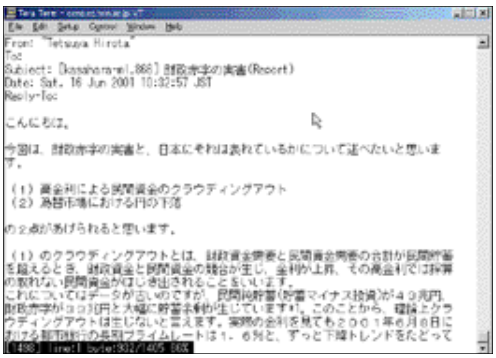
図６　学生からの発言例

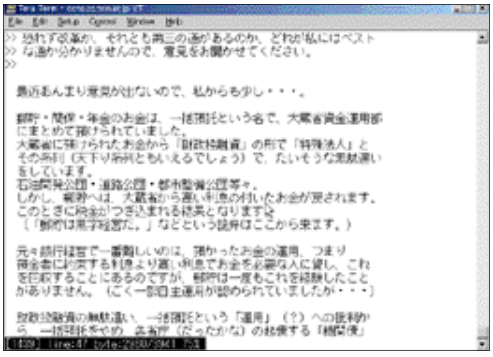
図７　教員からのコメント例

当初メーリングリストを置いた目的は、コンピュータリテラシーに関し、学生間に差があるにもかかわらず、大教室で質問しづらい等、初心者の質問の場とすることにあった。しかし、普段顔を合わせている間柄でネットワーク上やりとりする必要性がないこと、任意参加であること、コンピュータリテラシーの差から一部学生の発言に偏りやすいこと等から、予定したほどの効果を上げることができなかった。その反省から、非常勤講師をしている複数の大学の学生から希望する学生を集め、情報・意見の交換の場としてメーリングリストを使うようにした。

さらに、発言とレポートの量と内容で成績を評価することにしたため、各大学の参加者に共通のレポートを課し、バーチャル空間のゼミ形式で情報・意見の交換をしながら、個々人のレポートを作成する方式を取り入れた。その結果、既に書き込まれた報告やレポートがあるため、それ以上の報告・レポートを作成することが要求されるようになり、よりよい報告やレポートが出てくるようになった。情報を全員で共有できるため、情報探しの労力を軽減することができ、節約した時間で考える時間を

多く持つことが可能となった。

教育効果の面では、以下の点をあげることができる。

① 週に一回、講義を受けて「教わる」だけではなく、週７日２４時間どこからでも積極的に参加して、自ら調べて「学ぶ」ようになり、授業への姿勢が変わる。

② 場所と時間に限定がないため、特別の理由で講義に出席できない学生が利用できる。

③ 共同作業で一つの問題に取り組み、最終的に自分の意見を作り上げることが可能となるため、大教室の講義では得にくい、学生間のコミュニケーションができるようになる。

④ 成績評価が、全員の目に触れた客観的なものになる。

⑤ お目付役のOB・先輩の参加により、ネチケットやネットワークの常識を自然に身につけることができる。

(4) インターネット上の情報発信の場としてのWebサイト

ゼミを作成・発信の実習場として位置づけている。また、各自の設定した課題とゼミのWebサイトの作成分担と卒業論文ならぬWebページの作成を求めている。さらに、インターネット上の最も優れた情報として専門家の意見を聞くことができる。専門家のメーリングリスト（インターネット弁護士協議会等）・ネットニュース・パソコン通信の掲示板（フォーラム・シグ等）などで、それらの専門家の意見に触れることのできる場所を紹介するとともに、参加することを勧めている。自ら作成した情報を掲げ、専門家の批判に耐え、それらの情報が外部Webサイトのコンテンツ（例えば、「ILCジャーナル（http://www3.justnet.ne.jp/~ ilc/journal/)」）に掲載されることを目標にしている。

４．今後の課題

メーリングリストではかなりの量のメールが交換されるようになるため､教員の負担が大きくなり､OB等の協力、学生のまとめ役（リンク集・Webサイトの作成）の協力がないと継続が困難である。また、一部の学生を除き、盛り上がりがないので、履修する学生全員の参加を求め、メーリングリストの発言を中心にして成績を評価することを検討している。

ネットワークのブロードバンド化を前提として、Linuxとストリーミングソフトを利用した講義のビデオ配信を予定している。その前提として、講義のコンテンツ化を今後進めていく。最終的には、メーリングリストもWebサイト上の掲示板に吸収し、Webサイトを通じた授業のバーチャル化が一段落することになる。

メーリングリストを中心に、大学や講義といった枠を越えて意見交換・情報交換を進めていくことを押し進めたとき、大学の講義が、ますますリアルタイムで学生の考えを引き出し、意見発表する場となり､その場で全員で考えることを通じて､創造性を育成する理想の授業となることを期待したい。